

## ○農中森力(もりぢから)基金(第5回)助成決定案件の概要等

助成対象先	事業の概要
いちのせきちほう 一関地方森林組合 (岩手県)  事業実施面積 53ha	<p><b>事業名：平泉町長島の光を地域全体に！</b>  <b>～徒歩によるデジタル情報の取得とその活用～</b></p> <p>当組合は、森力基金（第1回）の助成を受け、「世界農業遺産」申請の中核に当たる長島地区において、100名を超える所有者で短冊状に区切られた森林（35ha）の施業集約化に取り組んだ。その結果、境界明確化に想定以上の労力がかかること、地形条件等により機械稼働率が低下すること等更なる課題が明確となった。このような課題のある森林は当地区その他にも存在することから、当組合が克服しなければならないと認識している。</p> <p>当事業では、将来に渡る森林資源の循環利用、公益的機能発揮、景観保全を図るため、縦長の短冊状の所有地（53ha、所有者111名）において、森林GIS・GPSによる境界確定の迅速化、レーザーセンシングによる立木材積等の森林資源情報収集、地形条件に適した路網整備および架線集材の導入による生産機械の稼働率向上に取り組む。これら各種データを履歴管理、次世代への指標とし、長島地区全体が更なる施業集約化・森林再生のモデル地域となることを目指すこれら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：73,398,000円、森力助成：15,208,000円</p>
けせんちほう 気仙地方森林組合 (岩手県)  事業実施面積 24ha	<p><b>事業名：気仙川上流に位置する未整備森林『衣替え』</b>  <b>～新たな気仙杉林の再生に向けて～</b></p> <p>事業対象地のある住田町は、岩手県北上山系東南部に位置し、三陸海岸南端の水産資源豊かな『広田湾』に注ぐ『気仙川』を有する気仙地域に位置する。『森林・林業日本一のまち』を目標に、様々な町の支援（県民税による伐捨て間伐やFSC認証林等）により発展してきたが、町の支援対象にならなかった小規模林家については、集約化が困難であった多くの森林が放置され、間伐が手遅れになりかねない状況になっている。</p> <p>当事業では、町中心部から離れ急傾斜地が多く所有が小口分散化した地区（24ha、所有者29名）で、施業にかかる合意形成、造林時に開設した基幹作業道の拡幅等路網整備により大型フォワーダおよびプロセッサ等高性能林業機械を導入した新たな作業システムの構築により、当地域の森林の再生・多面的機能の発揮・持続可能な森林経営体制の実現を目指す。東日本大震災以降本格化してきた復興需要等にこたえる体制の整備にも繋げたいとするこれら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：35,048,000円、森力助成：20,190,000円</p>

<p>しろいしざおう 白石蔵王森林組合 (宮城県)</p> <p>事業実施面積 43ha</p>	<p><b>事業名：蔵王山麓の地域林業再生プロジェクト</b> ～森林情報による林地境界の明確化と共同施業で取り組む間伐モデル団地造成～</p> <p>事業対象地（43ha、所有者 11 名）は、蔵王国定公園第 3 種指定区域に位置し、蔵王山麓の豊かな自然環境の保全・形成が求められているが、当組合の木材生産にかかるノウハウ不足等により、搬出間伐等森林整備が遅れ、森林荒廃が進んでいく状況にある。</p> <p>当事業では、地元林業事業者との連携を強化し、ソフト・ハード両面において互いのノウハウを融合しながら荒廃林の再生に取り組む。具体的には、GIS を用いた境界明確化、所有者等のデータベース化、森林の機能によるゾーニング、ハード事業では、古い作業道が多く傾斜が比較的緩やかという地域の特性を活かし、既設作業道を大型トラックが走行可能な路網に改修するとともに、川下の用途に応じた作業システムの構築・路網整備を行う。また、「福島や山形に近い立地」を活かし、隣県のバイオマス発電等新たな販路を開拓し、県内外を含む木材の安定供給体制の構築を図るという取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：36,195,800 円、森力助成：12,291,000 円</p>
<p>おがちこういき 雄勝広域森林組合 (秋田県)</p> <p>事業実施面積 16ha</p>	<p><b>事業名：過疎山村における“山終い”防止と放置林の再生</b> — 生産森林組合解散後の健全管理を目指して —</p> <p>事業対象地（16ha、所有者 20 名）は、羽後町仙道地域に位置し、積雪 3m、町の中心から遠く、過疎化の激しい地域で、生産森林組合解散後、新たな所有者の非組合員化等により、施業が行われず森林が荒廃し公益的機能の低下が懸念されている。</p> <p>当事業では、過去の空中写真およびドローン撮影空中写真判読による林相区分、3D 写真技術を活用した森林調査、高齢な所有者等への現状説明、合意形成に取り組む。ハード事業では、ハーベスタ、フォワーダによる車両系集材を実施するが、事業地の多くが農地の奥にあり、地すべり区域であることから、積雪と既設路を利用し、農地および林地への負荷を最小限にする作業システムを構築する。秋田県立大学等の協力を得て、用途に応じた採材・仕分け・乾燥等、木材の有効利用のための各種行程についても検証を行う等体制づくりを目指すこれら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：21,191,000 円、森力助成：13,869,000 円</p>
<p>みなみあいづ 南会津森林組合 (福島県)</p> <p>事業実施面積 30ha</p>	<p><b>事業名：南会津林業再生プロジェクト～持続可能な森林管理モデル～</b></p> <p>当組合の地域は、優良な広葉樹資源やスギ、カラマツ等の人工林を活用した産業とともに発展してきた。しかし、小規模零細林家が多く林業経営意欲の減退とともに、地形が急峻で複雑、冬季の積雪の影響により施業が遅れ、森林の多面的機能発揮が危ぶまれる状況となっている。</p> <p>当事業では、スギ等人工林、広葉樹林（30ha、所有者 25 名）を対象に、IT 技術等活用した各種調査を行い、地形や資源状況に応じて、目標林分を設定、NPO 法人みなみあいづ森林ネットワークと協力して、路網・森林整備を行う。スギは製材、バイオマス発電等、広葉樹はクロモジ等下層植生含めた用途に利用、架線系作業システムの導入にも取り組む。これら事業は、森林管理署、農林事務所、町等行政とも連携し地域一体となった事業実施体制を構築して実施することとしておりこれら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：35,775,940 円、森力助成：29,889,000 円</p>

<p>ゆきぐに森林組合 (新潟県)</p> <p>事業実施面積 10ha</p>	<p><b>事業名：ブナ林を主体とする広葉樹資源活用による雪里林の再生事業</b></p> <p>事業対象地（10ha、所有者 27 名）のブナ林は、古くから稲作の水源涵養池や生活物資の供給源等、雪里の生活を支える重要な里山（雪里）林である。しかし、近年の生活様式の変化等から広葉樹資源が殆ど利用されず荒廃が進み、生活環境保全機能の衰退が危惧されている。</p> <p>当事業では、既存の資料等（過去の航空写真、GIS データ等）と 3D 解析技術を活用し、集会所等での 3D 画像等視覚化による所有者への説明、境界についての合意を図るとともに、ブナ林等施業の専門家の指導により、体系化された目標林型とそれぞれの施業法の確立に取り組む。ハード事業では、高性能林業機械を導入（コスト、安全性の観点から）して広葉樹の素材生産システムを確立するとともに、おが粉、チップ、バイオマス等有効利用を図る。新潟大学・森林総合研究所・県・市・素材生産業者等関係機関による連携、実施体制が構築されていること等これら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：20,702,440 円、森力助成：13,049,000 円</p>
<p>きたつる・みなみつる・おおつきし 北都留・南都留・大月 市森林組合 (山梨県)</p> <p>事業実施面積 20ha</p>	<p><b>事業名：流域 3 森林組合連携による荒廃森林再生モデル事業</b></p> <p>当 3 組合は、山梨県東部に位置し東京都と神奈川県の水源地の森を管理し、その約 5 割の森林は今すぐ間伐を必要とする荒廃林といわれているが、人材、技術の不足により間伐が進んでいない現状にある。当事業では、3 組合が連携し、特別な作業班等編成し協力して取り組む。</p> <p>事業対象地（20ha、所有者 20 名）は、南都留森組管内のスギ・ヒノキ人工林で、FRONT80 と森力助成事業を実施した北都留森組の技術を活用して、森林調査、境界明確化、作業道開設、搬出間伐等を実施。特に、前回、破碎帯の多い沢沿いの作業道作設で苦勞した経験から、尾根を幹線とする路網整備に取り組む。事業実施後は、森林作業道作設マニュアルを作成する等により、各組合管内で、壊れにくい安全安心な路網整備を普及させようとするこれら取組みが評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：44,258,000 円、森力助成：30,000,000 円</p>
<p>よしのちゅうおう 吉野中央森林組合 (奈良県)</p> <p>事業実施面積 15ha</p>	<p><b>事業名：小規模森林組合による川下と連携した販売とそれに対応した新たな作業システムの確立 ～ 吉野林業地域の新たな担い手を目指して ～</b></p> <p>吉野林業地域である東吉野村では、これまで森林管理を担ってきた山守の後継者不在等から、密植されたが手入れが遅れた超過密人工林への対応が問題となっており、平成 30 年度から当組合直営班による集約化施業を始めたところであるが、当組合が新たな担い手として将来に渡り地域の森林管理を続けていくためには、径級がまだ大きくなく、必要な作業量が多い超過密林分において、収益性の確保が必要となっている。</p> <p>当事業では、超過密人工林（15ha、所有者 6 名）を健全な状態に誘導することを目的に、県、機械レンタル会社、川下事業者と連携し、新型ハーベスタ（従来の 2 倍の造材能力等）を導入した新たな作業システムの構築、材質や規格に応じ最も有利な新たな販売手法を実践するとともに、それに対応した作業システムの確立や低コスト化に取り組む。良質材生産を目標とする吉野林業の特質を生かしながら、有名林業地吉野の新たな方向に向けたこれら挑戦が評価された。</p> <p>【申請金額】総事業費：60,030,512 円、森力助成：29,960,000 円</p>

## 農中森力基金の概要

- 1 **名称** : 「公益信託 農林中金森林再生基金」  
(通称：農中森力（もりぢから）基金)
- 2 **信託形式** : 特定公益信託
- 3 **委託先** : 農中信託銀行株式会社

### 4 目的

国内の荒廃した民有林の再生により、森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とします。

### 5 助成対象事業内容

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- ▶ 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業を条件とする）
- ▶ 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査
- ▶ その他目的を達成するために必要な事業

### 6 助成対象者

営利を目的としない法人で、過去の活動歴等からみて本活動を運営するに十分な能力、知見を有する団体（ただし、地方公共団体は除く。）。

### 7 選考方法

当公益信託の運営委員会が、当信託の趣旨、目的に照らし、事業内容や事業の効果等を総合的に勘案して選定します。具体的には、以下の条件に該当する事業の中から、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、緊急性、継続性、波及性等が高い事業とします。また、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

- (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
  - ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
  - ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
  - ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

## 8 信託財産等

2019年から2023年まで5回募集（第6回から第10回）

- 年間助成額2億円、助成期間5年（10億円を上限）
- 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

## 9 スケジュール

- 2019年4月 募集開始（第6回）
- 2019年6月 募集終了（第6回）
- 2020年3月 助成先決定（第6回）
- 2020年4月 助成事業開始（第6回）
- 2021年3月 助成事業終了（第6回）

以 上

<p><b>2019年度</b>  <b>公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項</b>  <small>もりちから</small>  <b>( 農 中 森 力 基 金 )</b></p>
---

## 1 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。

一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。行政も上記のような状況を問題視し、新たな森林管理システム、森林環境税・森林環境譲与税の導入等、対応を本格化させています。

本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としています。

## 2 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業を条件とする。）
  - (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査
  - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
  - ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
  - ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。
  - ・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。

- ・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。

※ 事業の中でも、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
- ・ ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
  - ・ 地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
  - ・ 事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

※ 当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

※ 対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

### 3 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。

例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等

- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。

- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。

- (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記したうえで申請してください。

#### 4 助成金額

- (1) 2019年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
  - ・ 助成先は10先程度を想定しています。
  - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
  - ・ 支給方法は「7 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

#### 5 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として2020年4月1日以降に開始し、2021年3月31日以前に終了するものとします（1年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

#### 6 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となったすべての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

##### （ハード事業） 伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要と認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・ 現地での活動にかかる電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・ 当該活動にかかる保険料

##### （ソフト事業） 境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費

- ・ 当該活動にかかる外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・ 当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・ 当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費



- ・当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・遠隔地への移動にかかる交通費
- ・団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・掲載料、放送料等にかかる広告・広報の費用等

## 7 選考方法と助成金支給、報告提出義務

### (1) 一次審査 (2019年9月頃)

- ・主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

### (2) 二次審査 (2020年2月頃)

- ・一次審査を通過した団体について、事業計画数値の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・相場と乖離した不適正な事業数値の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

### (3) 概算払い (前払い) の実施 (2020年4月以降)

- ・本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出してください。

### (4) 事業の完了報告、助成金支給 (2021年4～6月頃)

- ・事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。

- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

#### 【参考】提出資料例

##### ○申請時（一次審査前、5～6月）

助成金交付申請書、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料

##### ○〃（二次審査前、10～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

##### ○報告時（事業完了後、4月頃）

事業完了報告書、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

## 8 募集期間と応募方法

(1) 募集期間 2019年4月1日（月）～2019年6月28日（金）

（当日消印有効）

(2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部（2部とも押印、片面印刷、ホチキス止めなし）を全国森林組合連合会あてに書留郵便にて送付してください。

## 9 選考結果・その他

(1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします（一次審査結果 2019年9月頃、二次審査結果 2020年2月頃）。

(2) 原則として、助成先の了承を得て事業内容を公開します。

(3) 当基金についての詳細を別途「Q&A」として取りまとめておりますので、参照してください。

## 10 個人情報の保護に関する法律について

(1) 平成17年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。

(2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料）

等) の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報に記載されている場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

## 11 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副2部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ（全森連からのお知らせ）からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行（社会貢献活動）、農林中央金庫（ニュースリリース）のホームページからも参照いただけます。

○全国森林組合連合会ホームページ

<http://www.zenmori.org>

### 公益信託 農林中金森林再生基金（農中<sup>もりぢから</sup>森力基金）のお問合せ先

全国森林組合連合会 組織部 林政課 (TEL 03-3294-9719)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル

農中信託銀行株式会社 営業推進部 (TEL 03-5281-1420)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル

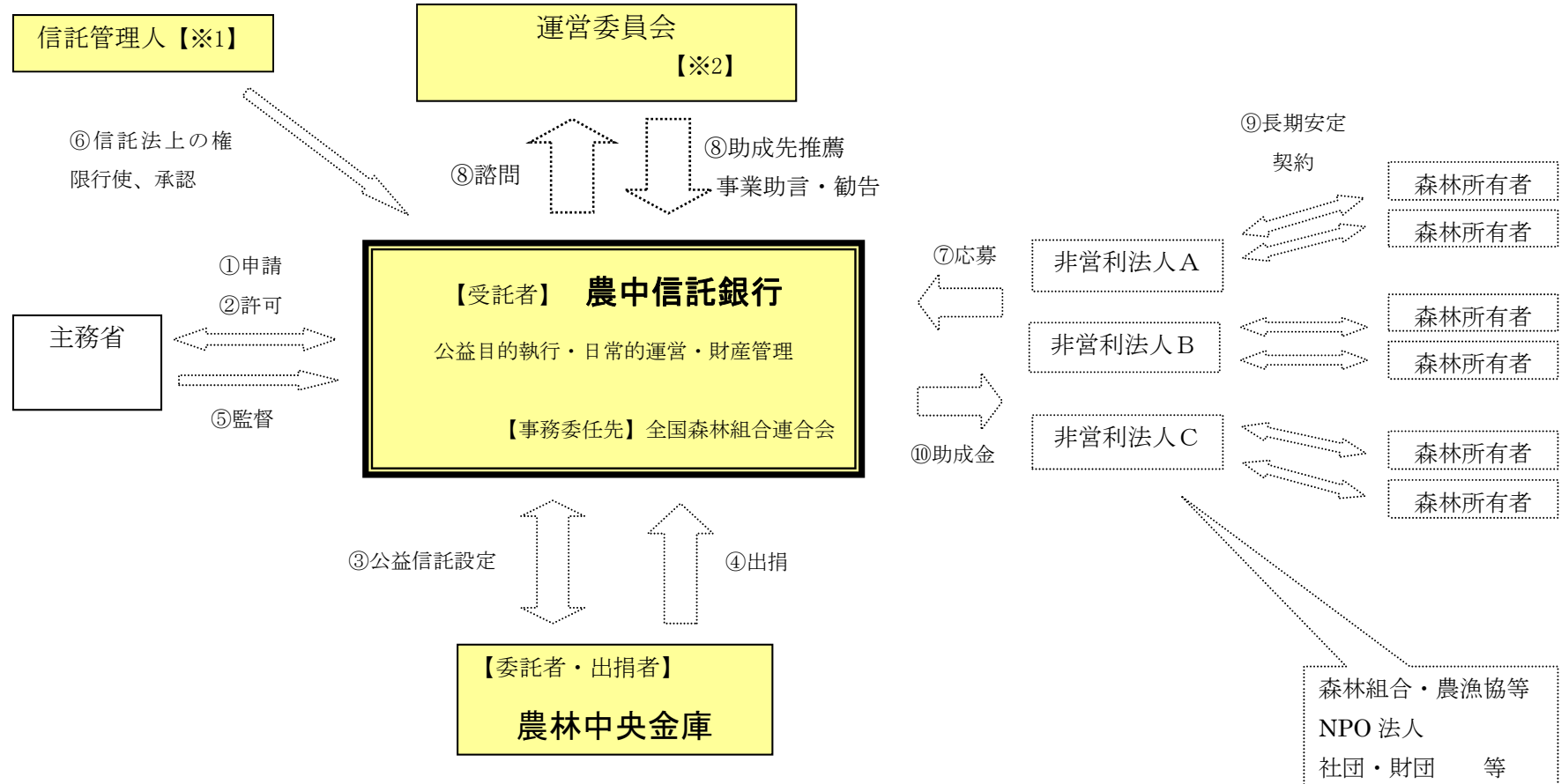
以上

## 公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項の新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改正後	改正前
<p><b>2019年度</b>  <b>公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項</b>  <small>もりぢから</small>  <b>(農中森力基金)</b></p>	<p><b>平成30年度</b>  <b>公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項</b>  <small>もりぢから</small>  <b>(農中森力基金)</b></p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。<u>行政も上記のような状況を問題視し、新たな森林管理システム、森林環境税・森林環境譲与税の導入等、対応を本格化させています。</u></p> <p>本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としています。</p> <p><b>2 助成対象事業</b></p> <p>国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。</p> <p>(1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、<u>間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新</u>等の施業を条件とする。）</p> <p>(2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査</p> <p>(3) その他目的を達成するために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。</li> <li>・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。</li> <li>・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。</li> <li>・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。</li> <li>・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。</li> </ul> <p>(以下省略)</p>	<p><b>1 趣旨</b></p> <p>森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。<u>(追加)</u></p> <p>本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としています。</p> <p><b>2 助成対象事業</b></p> <p>国内の荒廃した民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。</p> <p>(1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐 <u>(追加)</u> 等の施業を条件とする。）</p> <p>(2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査</p> <p>(3) その他目的を達成するために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。</li> <li>・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。</li> <li>・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。</li> <li>・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。</li> <li>・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。</li> </ul> <p>(以下省略)</p>

# 農中森力基金のスキーム図



【※1】 不特定多数の受益者の代表として、受託者の職務執行を監督し、重要事項を承認する。

【※2】 公益目的遂行のため助成先の推薦や公益信託の事業遂行について助言・勧告を行う。学識経験者数名で構成。